ノングルテン米粉製品認証ロゴマーク要領

1. 目的

本要領は、日本米粉協会(東京都千代田区錦町 1-21。以下「協会」といいます。)の「米粉製品のノングルテン (Non-Gluten)認証要領」(平成 29年 12 月 20 日制定。以下「認証要領」といいます。)に基づくノングルテン (Non-Gluten) 米粉製品認証に係るノングルテン (Non-Gluten) 米粉製品認証ロゴマーク (以下「認証ロゴマーク」といいます。)について定めるものです。

2. 認証ロゴマークの種類及び使用範囲等

- (1) ノングルテン(Non-Gluten)米粉認証ロゴマーク
 - ア 認証要領に基づくノングルテン(Non-Gluten)米粉製品認証機関(以下「認証機関」といいます。)の認証を受けた米粉(以下「ノングルテン米粉」といいます。)に関し使用することができます。
 - イ なお、使用に当たっては、「本製品はサンプル検査によりグルテンの含有量が 1μ g / g (= 1 ppm) 以下であることを確認したものであること」等の注意喚起表示に努めてください。
- (2) ノングルテン(Non-Gluten)米粉加工製品認証ロゴマーク 認証機関による、ノングルテン米粉を主たる原料として使用した製品 であって、当該米粉以外の米粉、グルテン及び食品表示法(平成 25 年法 律第 70 号)により表示が義務付けられている範囲の小麦を含まないこと についての認証を受けた加工製品に関し使用することができます。

3. 認証ロゴマークの規格

認証ロゴマークのデザイン、ロゴ及び規格は、別紙のとおりとします。

4. 認証ロゴマークの付与及び管理

- (1) 認証機関は、ノングルテン(Non-Gluten)米粉製品認証を行った場合には、被認証者に対して、認証ロゴマークの電子データ(イラストレータ形式(aiファイル)及び画像データ(jpg:ジェイペグ))を送付することにより付与します。
- (2) 認証ロゴマークの送付を受けた被認証者は、認証要領9の(1)に基づき 使用するとともに、その適切な管理に努めるものとします。